

島根県消費者基本計画新旧対照表

島根県消費者基本計画(第3期)の概要
<p>第1章 計画の基本的な考え方</p> <p>1. 計画策定の趣旨 島根県消費生活条例第8条に基づき、県の消費者施策の推進に関する基本計画として平成17年12月に策定した。</p> <p>2. 計画策定の位置付け (1)「島根県消費生活条例」に基づく県の消費者施策の推進に関する基本計画 (2)県の上位計画である「島根総合発展計画」における消費者行政分野の個別基本計画</p> <p>3. 計画の期間 平成24年4月から平成28年3月まで(4年間)</p>
<p>第2章 消費生活をめぐる現状と課題</p> <p>1. 消費者を取り巻く経済・社会環境の変化 ・高度情報化社会の進展 ・経済のグローバル化 ・食の安全・安心への関心の高まり ・多重債務問題、サラ金・フリーローン問題</p> <p>2. 近年の消費者行政を巡る状況 (1)国の消費者行政体制の強化(消費者庁設置等) (2)消費者関連法の整備(消費者安全法の制定等) (3)消費者行政育成強化の取り組み(地方消費者行政活性化基金)</p> <p>3. 本県における消費者相談・消費者行政事業の状況 (1)消費生活相談の状況 ・平成10年度以降の相談状況 ・近年の相談内容の状況 (2)県の消費者行政事業の状況 ・消費者安全法に基づく消費者事故情報の収集と提供 ・事業者に対する法令順守の指導及び取締 ・広報啓発活動 ・教育活動 ・消費者団体等への支援及び協働</p> <p>4. 解決すべき課題 (1)表示、取引の適正化や危機管理体制の整備 (2)相談窓口の充実 (3)県民意識の反映 (4)関係機関の役割分担と相互支援 (5)消費者の自立のための支援 (6)消費者団体の活動促進のための支援 (7)事業者団体等との連携及び指導</p>



島根県消費者基本計画(第4期)の骨子(案)
<p>第1章 計画の基本的な考え方</p> <p>1. 計画策定の趣旨 島根県消費生活条例第8条に基づき、県の消費者施策の推進に関する基本計画として平成17年12月に策定した。</p> <p>2. 計画策定の位置付け (1)「島根県消費生活条例」に基づく県の消費者施策の推進に関する基本計画 (2)県の上位計画である「島根総合発展計画」における消費者行政分野の個別基本計画 (3)「消費者教育の推進に関する法律」に基づく島根県消費者教育推進計画</p> <p>3. 計画の期間 平成28年4月から平成32年3月まで(4年間)</p>
<p>第2章 消費生活をめぐる現状と課題</p> <p>1. 我が国の消費者行政を取り巻く社会環境の変化 ・高度情報通信社会の進展 ・経済のグローバル化の進展 ・商品・サービスの安全・安心への関心の高まり ・多重債務問題への取組 ・人口減少と高齢化、独居化の進展 ・環境問題の深刻化</p> <p>2. 国における消費者行政を巡る状況 (1)消費者行政体制の強化(消費者庁の設置、消費者行政活性化交付金の活用等) (2)消費者関連法の整備(消費者安全法等の一部改正、消費者教育推進法の施行)</p> <p>3. 島根県における消費者相談・消費者行政事業の状況 (1)消費生活相談の状況 ・平成14年度以降の相談状況 ・近年の相談内容の状況 (2)県の消費者行政事業の状況 ・消費者安全法に基づく消費者事故情報の収集と提供 ・事業者に対する法令順守の指導及び取締 ・広報啓発活動 ・消費者教育 ・消費者団体等への支援及び協働 ・消費生活相談体制の充実・強化 (3)消費生活に関する県民意識調査の概要 ・消費者センターからの情報発信手段は、新聞とテレビが有効 ・食品や製品の安全性について多くの人が関心がある ・消費者被害に遭遇しやすい高齢者などの見守りが必要 ・消費者教育を受けた経験が無いと認識している人が多数 ・消費生活相談窓口の認知度・満足度が低い</p> <p>4. 今後に向けて取り組むべき課題 (1)安全で安心な消費生活の確保 (2)消費生活相談窓口体制の充実 (3)高齢者等の消費者被害の未然防止 (4)消費者教育の充実</p>

※赤字は追加等の大きな変更があった項目 青字は別章に移動した項目

島根県消費者基本計画新旧対照表

島根県消費者基本計画(第3期)の概要	島根県消費者基本計画(第4期)の骨子(案)
<p>第3章 計画の目的と基本理念</p> <p>1. 目的 消費者施策を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上を確保する</p> <p>2. 基本理念 消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動できるよう消費者の自立を支援すること</p> <p>3. 施策体系</p> <p>(I) 消費者の自立を支えるための施策(行政自身の役割の遂行)</p> <p>1. 消費生活の安全の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消費者事故の未然防止・拡大防止 ② 規格・表示、取引行為等の適正化 ③ 危機管理体制の整備 <p>2. 消費者被害の救済</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消費者相談及びあっせん ② 個人情報保護 <p>3. 消費者の意見の反映及び透明性の確保</p> <p>4. 関係機関間の役割分担と相互支援(第5章の2へ移動)</p> <p>(II) 消費者の自立を促進するための施策(民間の役割等に対する支援)</p> <p>1. 消費者へのアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報の提供 ② 教育機会の提供 ③ 適切な消費行動の促進 <p>2. 消費者団体等へのアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 団体活動の支援 ② 人材の育成 ③ 広報啓発活動の協働 <p>3. 事業者団体等へのアプローチ(第5章の2へ移動)</p>	<p>第3章 消費者施策の基本理念と方針</p> <p>1. 目的 消費者施策を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上を確保する</p> <p>2. 基本理念 消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動できるよう消費者の自立及び消費者市民社会の形成を支援すること</p> <p>3. 施策体系</p> <p>(1) 施策Ⅰ 消費生活の安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消費者事故等の情報収集及び拡大防止 ② 規格、表示、取引行為の適正化 ③ 県民意見の反映 <p>(2) 施策Ⅱ 消費者被害の救済</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 消費生活相談体制の充実 <p>(3) 施策Ⅲ 高齢者等の消費者被害の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 高齢者等の消費者被害の未然防止のための見守り体制の構築 <p>(4) 施策Ⅳ 自主的かつ合理的に行動できる消費者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 消費生活情報の発信 ⑦ 消費者教育の推進(島根県消費者教育推進計画) ⑧ 消費者団体等の支援 ⑨ 地域における消費生活の相談役となる人材育成
<p>第4章 施策の展開</p> <p>1. 全体指標 「クーリング・オフ制度」の認知度</p> <p>2. 個別指標 第3章の施策体系に基づき、課題解決のために数値目標を設定</p>	<p>第4章 施策の展開</p> <p>1. 全体指標 「クーリング・オフ制度」の認知度</p> <p>2. 個別指標 第3章で掲げた基本方針に基づき、具体的な事務事業及び数値目標を設定</p>
<p>第5章 計画の推進体制と進行管理</p> <p>1. 計画の推進と進行管理 (PDC Aサイクルによる進行管理、消費生活審議会による実績評価)</p> <p>2. 計画の実施状況の公表 (実績評価の県ホームページ等への公表)</p>	<p>第5章 関係機関との連携</p> <p>1. 国、他都道府県、県内市町村との連携</p> <p>2. 関係団体との連携 弁護士会や司法書士会、事業者団体等との連携</p>
<p>第6章 計画の推進体制と進行管理</p> <p>1. 計画の推進と進行管理 (PDC Aサイクルによる進行管理、消費生活審議会による実績評価)</p> <p>2. 計画の実施状況の公表 (実績評価の県ホームページ等への公表)</p>	<p>第6章 計画の推進体制と進行管理</p> <p>1. 計画の推進と進行管理 (PDC Aサイクルによる進行管理、消費生活審議会による実績評価)</p> <p>2. 計画の実施状況の公表 (実績評価の県ホームページ等への公表)</p>

※赤字は追加等の大きな変更があった項目 青字は別章に移動した項目